

平成22年度随意契約情報(使用料・賃借料)府民文化部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	男女NPO	男女NPO	企画グループ	東京センチュリーリース 株式会社 大阪支店	ドーンセンター情報ネットワークシステムの賃貸借	20100101	20141231	25,830,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務が特定の者(当該システムの開発業者等)でなければ実施することができないため
2	国際交流	パスポート	調整課	有限会社 山王ホールディングズ 石本 忠次	りんくうタウン分室賃料	20101227	20110331	1,204,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(従前より分室として賃借)が特定の者(現在の建物の管理運営者)でなければ実施することができないものであるため。
3	府政情報	府政情報	公文書館グループ	独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 中井 昭夫	旧大阪府立国際児童文学館土地にかかる賃借料	20110101	20110331	3,968,927	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	旧国際児童文学館を使用するには、土地の所有者である日本万国博覧会記念機構と契約する必要があるため。
				府民文化部(使用料・賃借料)	H22.4~5月	1件	25,830,000 円			
					H22.12~H23.1月	2件	5,172,927 円			
					合計	3件	31,002,927 円			